

2025年11月13日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松下 浩一 殿

セゾン投信株式会社
代表取締役社長 園部 鷹博

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

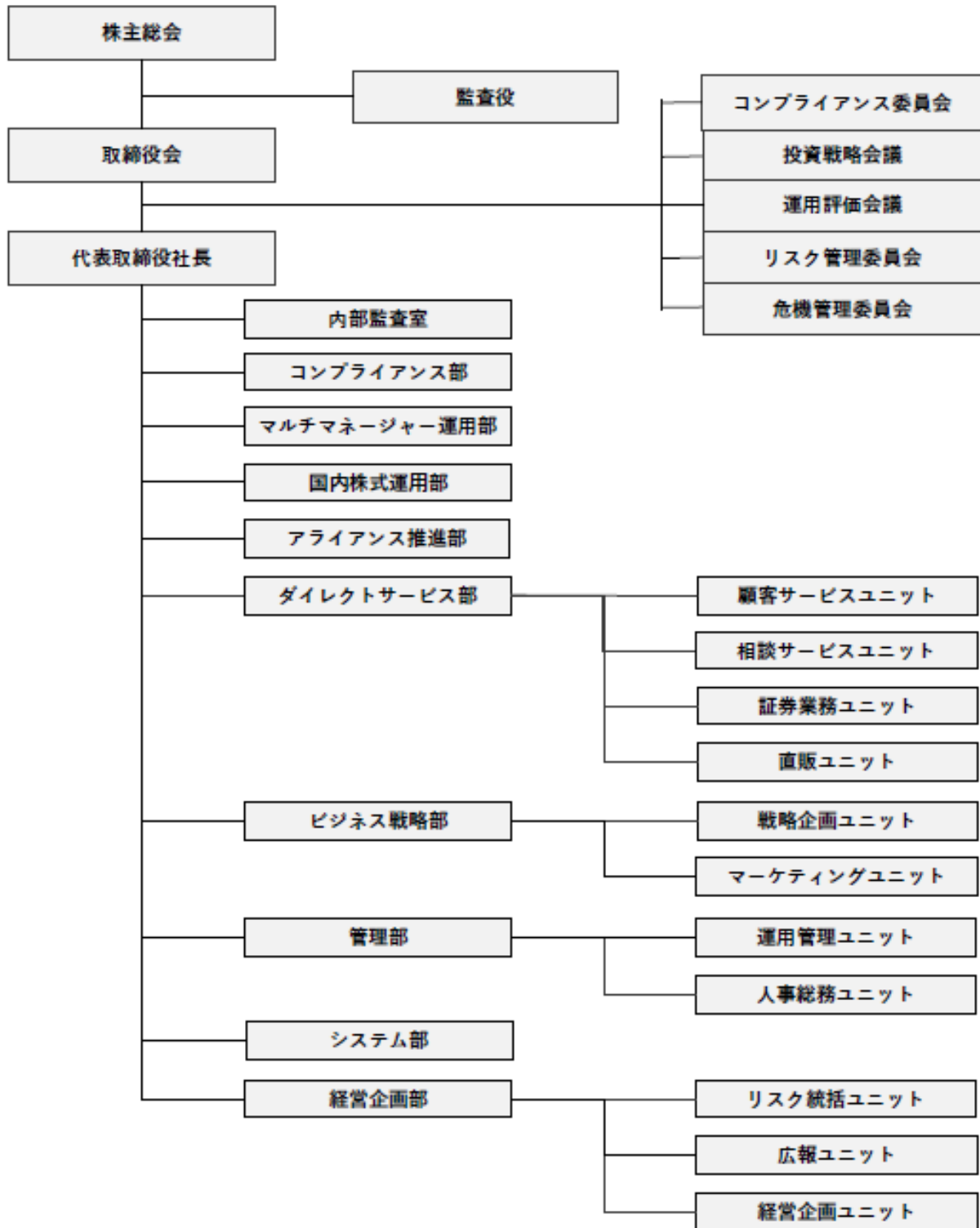
1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2025年10月末現在の資本金の額	1,000百万円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	56,667株

(2) 委託会社の機構

①会社の組織図



②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構

【投資戦略会議】

(運用管掌執行役員を議長とし、原則月1回開催)

信託財産の運用に関する基本的な重要事項について協議し決定を行う

1. 基本的な投資方針及び投資戦略に関する事項
2. 投資ガイドラインの決定・変更
3. 分配の決定



【運用会議】

(運用部長が主催し、原則週1回開催)

投資戦略会議の決議に基づいて次の事項を決定

1. 信託財産ごとの具体的投資方針
2. 信託財産ごとの具体的分配方針
3. 企業との対話方針 (国内株式に直接投資を行うファンドに限る)
4. 議決権行使方針 (国内株式に直接投資を行うファンドに限る)



【運用部門】

運用会議の決定を受け、投資を実行

責任投資ポリシーに基づき、責任投資を実行



【トレーディング部門】

運用部門からの発注指示を受け、最良執行のプロセスに基づき、売買を執行

【運用評価会議】

(管理部を管掌する執行役員を議長とし、原則月1回開催)

投資戦略会議で決定した信託財産の運用に関する運用成績ならびにコンプライアンスについて協議

1. 信託財産のパフォーマンス管理、評価、分析、投資信託約款との整合性
2. 信託財産のリスク管理
3. 信託財産の法令遵守に関する事項

【コンプライアンス部・管理部】

運用が適正に行われていることを監視、確認

※上記運用体制は、2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

2025年10月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	3本	1,044,471百万円
合計	3本	1,044,471百万円

【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,076,032	4,265,716
直販顧客分別金信託	1,182,105	763,365
貯蔵品	3,741	2,806
前払費用	25,605	30,606
未収委託者報酬	1,112,424	1,332,093
その他	233	7,575
流動資産合計	6,400,142	6,402,162
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 24,417	※1 13,769
工具、器具及び備品	※1 7,018	※1 3,787
その他	※1 6,170	※1 3,402
有形固定資産合計	37,605	20,958
無形固定資産		
ソフトウェア	419,182	471,634
無形固定資産合計	419,182	471,634
投資その他の資産		
差入保証金	48,420	88,500
繰延税金資産	※2 43,845	※2 41,291
投資その他の資産合計	92,266	129,792
固定資産合計	549,054	622,385
資産合計	6,949,196	7,024,548
負債の部		
流動負債		
預り金	1,088,425	631,295
顧客からの預り金	1,125,610	668,285
未払金	232,335	355,197
未払費用	33,082	36,790
未払法人税等	224,428	246,116
未払消費税等	15,385	101,778
賞与引当金	68,452	42,115
流動負債合計	2,787,719	2,081,579
負債合計	2,787,719	2,081,579
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	77,156	77,156
資本剰余金合計	77,156	77,156
利益剰余金		
利益準備金	22,213	46,636
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,062,107	3,819,175
利益剰余金合計	3,084,320	3,865,812
純資産合計	4,161,477	4,942,968
負債・純資産合計	6,949,196	7,024,548

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	※3	3,061,092	※3	3,825,657
その他営業収益	※3	72		-
営業収益計		3,061,165		3,825,657
営業費用				
支払手数料		347,922		523,909
広告宣伝費		143,351		180,772
調査費		18,156		20,824
委託計算費		167,175		179,291
営業雑経費		352,939		354,723
通信費		56,379		48,503
印刷費		52,926		42,663
協会費		3,252		3,888
業務外注費		132,280		64,827
その他営業雑経費		108,099		194,840
営業費用計		1,029,545		1,259,521
一般管理費				
給料		526,210		630,221
役員報酬		40,497		38,970
給料・手当		368,028		483,647
賞与		30,634		44,748
賞与引当金繰入額		68,445		42,115
退職給付費用		18,605		20,740
交際費		2,158		2,888
旅費交通費		12,335		13,812
租税公課		27,437		32,287
不動産賃借料		71,667		75,122
固定資産減価償却費		63,049		124,513
諸経費		252,688		267,926
一般管理費計		955,548		1,146,772
営業利益		1,076,071		1,419,363
営業外収益				
受取利息		78		6,873
販売会社移管手数料		207		1,245
その他		840		1,075
営業外収益計		1,126		9,194
営業外費用				
固定資産除却損		16,016		66
その他		1,390		1,535
営業外費用計		17,406		1,602
経常利益		1,059,791		1,426,954
税引前当期純利益		1,059,791		1,426,954
法人税、住民税及び事業税		337,353		398,673
法人税等調整額	△	10,328		2,554
法人税等合計		327,025		401,228
当期純利益		732,766		1,025,726

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	-	2,573,689	2,573,689	3,650,845	3,650,845
当期変動額									
剰余金の配当 ※4	-	-	-	-	22,213	△ 244,348	△ 222,134	△ 222,134	△ 222,134
当期純利益	-	-	-	-	-	732,766	732,766	732,766	732,766
当期変動額合計	-	-	-	-	22,213	488,417	510,631	510,631	510,631
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	22,213	3,062,107	3,084,320	4,161,477	4,161,477

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	22,213	3,062,107	3,084,320	4,161,477	4,161,477
当期変動額									
剰余金の配当 ※4	-	-	-	-	24,423	△ 268,658	△ 244,234	△ 244,234	△ 244,234
当期純利益	-	-	-	-	-	1,025,726	1,025,726	1,025,726	1,025,726
当期変動額合計	-	-	-	-	24,423	757,068	781,491	781,491	781,491
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	46,636	3,819,175	3,865,812	4,942,968	4,942,968

注記事項

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～8年
工具、器具及び備品	3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「販売会社移管手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度まで区分掲記していた営業外収益の「講師料等収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しています。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益に表示していた「その他」765千円及び「講師料等収入」282千円は、「販売会社移管手数料」207千円及び「その他」840千円として組替えしております。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 ※1

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	23,759千円	34,407千円
工具、器具及び備品	19,302千円	22,631千円
その他	11,510千円	4,582千円
有形固定資産合計	54,572千円	61,621千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 ※4

2023年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 222,134千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 3,920円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額 244,234千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 4,310円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月29日

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 ※4

2024年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	244,234千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	4,310円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額	341,702千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	6,030円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月28日

(リース取引関係)

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰り計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

前事業年度（2024年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、差入保証金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、差入保証金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2024年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。また、親会社等からの出向者には、出向元の退職給付制度が採用されております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は 18,605 千円であります。	2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は 20,740 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 ※2

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	24,147 千円	13,125 千円
未払事業税	11,574 千円	14,769 千円
減価償却超過額	5,012 千円	7,350 千円
その他	3,111 千円	6,045 千円
繰延税金資産小計	43,845 千円	41,291 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	- 千円
評価性引当額小計	- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	43,845 千円	41,291 千円

(注) 賞与引当金の一部を貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。

前事業年度において、「その他」に含めて表示していた「減価償却超過額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度において「その他」と表示していた 8,123 千円は、「減価償却超過額」5,012 千円、「その他」3,111 千円として組替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
法定実効税率 (調整)	-	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.01%
住民税均等割等	-	0.16%
租税特別措置法上の税額控除	-	△2.41%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	-	0.02%
その他	-	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	28.12%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度から新たな付加税として防衛特別法人税が導入され、法人税の税率の引き上げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の30.62%から31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が264千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。	同左

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 ※3

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
セゾン・グローバルバランスファンド	1,682,980千円	2,086,901千円
セゾン資産形成の達人ファンド	1,346,195千円	1,698,457千円
セゾン共創日本ファンド	31,916千円	40,298千円
その他	72千円	-千円
顧客との契約から生じる収益	3,061,165千円	3,825,657千円
外部顧客への売上高	3,061,165千円	3,825,657千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
<p>1. セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 同左 ②有形固定資産 同左 (3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

(関連当事者情報)

前事業年度 (2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン (東京証券取引所に上場)

当事業年度 (2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額 73,437 円 40 銭 1株当たり当期純利益金額 12,931 円 09 銭	1株当たり純資産額 87,228 円 35 銭 1株当たり当期純利益金額 18,100 円 95 銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 732,766 千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 732,766 千円 普通株式の期中平均株式数 56,667 株	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 1,025,726 千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 1,025,726 千円 普通株式の期中平均株式数 56,667 株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左

【中間貸借対照表】

		第20期中間会計期間 (2025年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			5,390,984	
直販顧客分別金信託			747,637	
未収委託者報酬			1,433,042	
棚卸資産			2,624	
その他			49,910	
流動資産合計			7,624,200	92.6
固定資産				
有形固定資産	※1		74,978	
無形固定資産				
ソフトウェア			420,738	
投資その他の資産			116,030	
固定資産合計			611,747	7.4
資産合計			8,235,947	100.0
負債の部				
流動負債				
預り金			1,740,831	
顧客からの預り金			651,385	
未払法人税等			255,125	
賞与引当金			42,136	
その他	※2		408,760	
流動負債合計			3,098,239	37.6
負債合計			3,098,239	37.6
純資産の部				
株主資本				
資本金			1,000,000	12.2
資本剰余金				
資本準備金		77,156		
資本剰余金合計			77,156	0.9
利益剰余金				
利益準備金		80,807		
その他利益剰余金		3,979,744		
繰越利益剰余金		3,979,744		
利益剰余金合計			4,060,551	49.3
株主資本合計			5,137,707	62.4
純資産合計			5,137,707	62.4
負債・純資産合計			8,235,947	100.0

【中間損益計算書】

		第20期中間会計期間 (自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
営業収益		2,047,375	100.0
営業費用		636,368	31.1
一般管理費	※1	642,536	31.4
営業利益		768,470	37.5
営業外収益		12,328	0.6
営業外費用		5,896	0.3
経常利益		774,902	37.8
税引前中間純利益		774,902	37.8
法人税、住民税及び事業税		239,262	11.6
法人税等調整額		△ 800	△ 0.0
法人税等合計		238,461	11.6
中間純利益		536,440	26.2

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～8年
工具、器具及び備品	3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	第20期中間会計期間 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	77,861千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第 20 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
有形固定資産	12,046 千円
無形固定資産	58,545 千円

(リース取引関係)

第 20 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払法人税等

これらはすべて短期間 (1 年以内) で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第 20 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 20 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第 20 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

第 20 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1. セグメント情報	当社の事業セグメントは、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報	
(1) 製品及びサービスごとの情報	単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。
(2) 地域ごとの情報	
①売上高	本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
②有形固定資産	本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。
(3) 主要な顧客ごとの情報	外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報	該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報	該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報	該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

第 20 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
セゾン・グローバルバランスファンド	1,124,763 千円
セゾン資産形成の達人ファンド	899,199 千円
セゾン共創日本ファンド	23,412 千円
顧客との契約から生じる収益	2,047,375 千円
外部顧客への売上高	2,047,375 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

第 20 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	90,664 円 90 銭
1 株当たり中間純利益金額	9,466 円 55 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	536,440 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	536,440 千円
普通株式の期中平均株式数	56,667 株

公開日 2025 年 11 月 13 日
作成基準日 2025 年 11 月 6 日

本店所在地 東京都豊島区東池袋 3-1-1
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 八代 輝雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月6日

セゾン投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八代 輝雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。